

(平成24年12月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年5月までの期間及び7年1月から10年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月から6年5月まで
② 平成7年1月から10年12月まで

私は、税金等の納付については父親から厳しく言われており、国民年金保険料についても、納付できるタイミングで納付していたことを覚えているため、申立期間に係る保険料納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、「納付書により、納付できるタイミングで納付していた。」と述べているが、オンライン記録上、申立期間はいずれも国民年金の未加入期間となっている上、平成9年1月の基礎年金番号導入前に国民年金に加入した場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が現在所持し、このほかに交付を受けたことはないとする2冊の年金手帳においても国民年金手帳記号番号の記載は無い上、申立人が基礎年金番号通知書を所持した記憶は無いとしていることや、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成11年1月28日の厚生年金保険被保険者資格再取得を契機に付番されており、その際、3年4月1日に取得した厚生年金保険記号番号を基礎年金番号としていることなどからも、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに不自然さは無いことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、当時居住していた市の市役所の2階の窓口で行ったと述べているが、同市に照会したところ、

申立期間当時、国民年金の加入手続を行う窓口は1階に置かれていたとしており、申立内容に不合理な点も見受けられる。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（確定申告書、日記等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年6月までの期間及び54年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年4月から53年6月まで
② 昭和54年4月から同年12月まで

申立期間は一人暮らしをしていた時期であり、その当時、居住した市区町村で国民年金保険料を納付していた期間がある。昭和55年4月に両親と同居してから、母親に「未納期間があると将来の年金受給額が少なくなるから、必ず納付しておくように。」と促され、未納期間の保険料を、私が役所で納付した。もし、当時から現在の記録のように申立期間が未納とされていたら、53年7月から54年3月までの期間の保険料だけを納付するようなことはしないはずである。このようなことから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月頃に国民年金の加入手続を行い、その時から申立期間の国民年金保険料を定期的に納付したとしているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況及び申立人に別の同記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、51年11月頃に初めて行われたものと推認でき、その際、50年4月1日まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。このため、51年11月頃に加入手続を行うまで申立人は国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立人は、保険料を遡及して納付したことは無いとしていることから、申立期間当初の保険料を納付したと推認することは困難である。

また、申立人は、昭和53年7月から54年3月までの国民年金保険料を55年9月29日に過年度納付したことを示す国民年金保険料現金領収証書を所持して

おり、「もし、当時から現在の記録のように申立期間が未納とされていたら、53年7月から54年3月までの期間の保険料だけを納付するようなことはしないはずである。」としているが、55年9月29日の時点では、制度上、53年7月の保険料まで遡及納付可能であり、申立期間①については時効のため納付できない期間である上、申立期間②についても、国民年金保険料現金領収証書は国民年金被保険者などが国民年金特別会計分任収入官吏地方事務官に直接保険料を納付した際に発行される領収証書であり、納付月数及び付随する納付金額は納付者の意思により決められるものであることから、当該領収証書により同年7月から54年3月までの保険料を過年度納付しているからといって申立期間の保険料が納付済みであったとは推認できず、申立期間の保険料納付を裏付けるものであるとは言い難い。

さらに、昭和50年代当時作成・使用されていた申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳としてマイクロフィルム化されたもの。）においても、昭和53年7月から54年3月までの期間は55年9月29日付けでの過年度納付による納付済期間として記録されており、上記領収証書の記載と一致している上、申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。